

指定可燃物種類、数量変更届出書

1 内 容

下表の数量以上の指定可燃物を貯蔵・取り扱っている場合で、その位置、構造若しくは設備を変更しないで、指定可燃物の種類や数量を変更しようとするときに使用します。

【根拠条文 条例第46条第2項】

2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 作成部数は2部とし、1部は内容の審査後、返却されます。

3 添付資料等

指定可燃物データベース等※必要な場合に限って添付するものです。

4 指定可燃物の区分

可燃性固体类等	綿花类等	品名	届出数量	代表的な物品名	
	○	綿花類	1,000 kg	ナイロン、アクリル、綿、麻	
	○	木毛及びかんなくず	2,000 kg	かんなくず	
	○	ぼろ及び紙くず	5,000 kg	ぼろ布、古新聞、古雑誌	
	○	糸類	5,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸	
	○	わら類	5,000 kg	乾燥わら、乾燥い草	
	○	再生資源燃料	1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF）	
○		可燃性固体類	3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール	
	○	石炭・木炭類	50,000 kg	練炭、豆炭、コークス	
○		可燃性液体類	2 m ³	自動車用グリス	
	○	木材加工品及び木くず	50 m ³	木材、パレット、家具類、建築廃材	
	○	合成樹脂	発泡させたもの	20 m ³	発泡ウレタン、発泡スチロール
	○	脂類	その他のもの	3,000 kg	ゴムタイヤ、ポリエチレン、ポリプロピレン

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）